

令和2年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分										非開示理由等	局名	所管局部課等																				
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号				4号	5号	6号	7号	8号	9号														
1	R2. 4. 21	R2. 8. 18	「2017年度、2018年度、2019年度それぞれにおける、教職員の懲戒処分の件数、内訳、内容等が分かる文書（未発表のものを含む）」のうち公表していないもの															1	1													1		本件開示請求は、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、学校に勤務する教職員に対して行った懲戒処分のうち、被害者等の人権に特に配慮する必要等のため公表していない案件が存在しているか否かを開示することになる。 公表していない懲戒処分に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる物を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） また、公表していない懲戒処分に関する情報が公にされることとなると、今後、懲戒処分のための事務処理において、関係者からの適切な情報収集が困難となる等、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（同条例第7条第6号に該当）、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁	人事部職員課
2	R2. 4. 21	R2. 8. 18	教職員の服務事故について（平成29年4月14日）教職員の服務事故について（平成29年4月20日） 教職員の服務事故について（平成29年5月18日）教職員の服務事故について（平成29年6月12日） 教職員の服務事故について（平成29年6月29日）教職員の服務事故について（平成29年7月26日） 教職員の服務事故について（平成29年8月23日）教職員の服務事故について（平成29年9月4日） 教職員の服務事故について（平成29年9月25日）教職員の服務事故について（平成29年10月17日） 教職員の服務事故について（平成29年10月20日）教職員の服務事故について（平成29年10月30日） 教職員の服務事故について（平成29年11月22日）教職員の服務事故について（平成29年12月27日） 教職員の服務事故について（平成30年1月30日）教職員の服務事故について（平成30年2月21日） 教職員の服務事故について（平成30年2月26日）教職員の服務事故について（平成30年3月12日） 教職員の服務事故について（平成30年3月15日）教職員の服務事故について（平成30年3月20日） 教職員の服務事故について（平成30年3月26日）教職員の服務事故について（平成30年4月11日） 教職員の服務事故について（平成30年4月16日）教職員の服務事故について（平成30年4月18日） 教職員の服務事故について（平成30年5月15日）教職員の服務事故について（平成30年6月6日） 教職員の服務事故について（平成30年7月13日）教職員の服務事故について（平成30年7月20日） 教職員の服務事故について（平成30年8月2日）教職員の服務事故について（平成30年9月12日） 教職員の服務事故について（平成30年9月25日）教職員の服務事故について（平成30年10月26日） 教職員の服務事故について（平成30年11月15日）教職員の服務事故について（平成30年11月30日） 教職員の服務事故について（平成30年12月26日）教職員の服務事故について（平成31年1月24日） 教職員の服務事故について（平成31年2月7日）教職員の服務事故について（平成31年2月13日） 教職員の服務事故について（平成31年2月14日）教職員の服務事故について（平成31年2月20日） 教職員の服務事故について（平成31年2月25日）教職員の服務事故について（平成31年3月4日） 教職員の服務事故について（平成31年3月20日）教職員の服務事故について（平成31年3月26日） 教職員の服務事故について（平成31年3月28日）教職員の服務事故について（平成31年4月10日） 教職員の服務事故について（平成31年4月22日）教職員の服務事故について（令和元年6月6日） 教職員の服務事故について（令和元年7月10日）教職員の服務事故について（令和元年7月24日） 教職員の服務事故について（令和元年8月29日）教職員の服務事故について（令和元年9月26日）	157														1		1													1	【非開示とする部分】 以下を除いた部分 ・処分の程度 ・発令年月日 ・処分理由又は処分の事由 （「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」における「非行の種類」に相当する部分を除く。） ・一般的な記述 【非開示とする根拠及び理由】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる物を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁	人事部職員課
3	R2. 4. 21	R2. 8. 18	2017年度、2018年度、2019年度それぞれにおける、教職員の懲戒処分の件数、内訳、内容等が分かる文書（未発表のものを含む）																1	1													1	本件開示請求は、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、学校に勤務する教職員に対して行った懲戒処分のうち、被害者等の人権に特に配慮する必要等のため公表していない案件が存在しているか否かを開示することになる。 公表していない懲戒処分に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる物を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） また、公表していない懲戒処分に関する情報が公にされることとなると、今後、懲戒処分のための事務処理において、関係者からの適切な情報収集が困難となる等、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（同条例第7条第6号に該当）、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁	総務部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
4	R2.4.21	R2.8.18	東京都教育委員会事務局職員の服務事故について（令和元年12月16日） 東京都教育委員会事務局職員の服務事故について（令和元年9月26日） 東京都教育委員会事務局職員の服務事故について（平成30年7月13日）	3		1												【非開示とする部分】 以下を除いた部分 ・処分の程度 ・発令年月日 ・処分理由又は処分の事由 （「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」における「非行の種類」に相当する部分を除く。） ・一般的な記述 【非開示とする根拠及び理由】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため （東京都情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁	総務部総務課
5	R2.6.11	R2.8.7	小平特別支援学校（31）昇降機設備改修工事 上記の図面		1													教育庁	都立学校教育部営繕課	
6	R2.6.11	R2.8.7	対象案件 都立小平特別支援学校（31）昇降機設備改修工事 （1）上記に係る見積書 （2）上記の主要資材発注予定報告書			1												個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため 情報公開条例第7条第2号 法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、法人がその後の事業活動において不利な立場に置かれることとなるため 情報公開条例第7条第3号 偽造等による犯罪予防のため 情報公開条例第7条第4号 別紙主要資材発注予定表 （機器及び材料の欄を除く。） 昇降機設備改修工事は、性能を指定し発注するものである。事業者は、様々な部品を組み合わせ一体として性能を発揮するよう昇降機を設計しており、設計にあたっては、独自の技術力及びそれまでの設計、試験、保守等から得たノウハウを駆使している。 また、事業者は部品の調達のため、営業力を駆使して調達ルートを構築し、一定の基準を満たした、より性能の良い部品を、できるだけ安価に調達することで利益を上げる努力をしていることから、これらのノウハウ等は事業者が培ってきた成果である。 よって、事業者が提出した主要資材発注予定報告書の別紙主要資材発注予定表に記載された主要資材の製作者名等は、事業者の独自の昇降機製造技術及び部品調達のノウハウに係る秘密情報である。 このことから、本件非開示情報を開示することにより、特定の事業者の昇降機製造に係る秘密情報を同業他社に与えることとなり、事業者の営業利益が圧迫されるなど、事業運営上の地位が損なわれると認められる。 ただし、事業者において支障の無いものについては開示する。 情報公開条例第7条第3号 主要資材発注予定報告書は、東京都が受注者である事業者に対し、昇降機製作に着手する前に提出を義務付けている。 主要資材発注予定報告書は、あらかじめ使用部品を、把握し、例えば事故のあったメーカーにより製作された部品が含まれているか否かを確認するための資料である。 また、この報告書の確認結果によっては、事業者が部品メーカーの変更について申し入れるなど、より安全な昇降機設備を完成させることができる。 しかし、これらを開示した場合、今後、事業者は主要資材発注予定報告書を提出する際、公開されることを前提として、経営方針が推測されないように記載する内容を操作したり、大まかな記載にする可能性がある。 その結果、使用部品を正確に把握し、確認することができなくなる等、工事施行の適正な遂行に支障を及ぼすものであると認められる。 情報公開条例第7条第6号	教育庁	都立学校教育部営繕課
7	R2.6.11	R2.8.7	対象案件 都立小平特別支援学校（31）昇降機設備改修工事 （1）上記に係る見積書 ア 予定価格書 イ 入札経過調書・見積経過調書 ウ 工事設計内訳 （2）上記の匿名理由書	-														対象公文書はインターネット等により公表情報となっているため、却下する。	教育庁	都立学校教育部営繕課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等				
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号				7号	8号	9号	
8	R2. 6. 19	R2. 8. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月29日以降平成29年10月10日までの期間における深沢高校のプール日誌</li> <li>深沢高校教諭が発言した「余罪全部言わないと、進路変更でえらいことになる」という趣旨が書いてある規則、内規（深沢高校）</li> <li>平成29年7月20日●●●●が「部活に戻る際、特別指導が終わり、その指導となった根拠（内容）が周知徹底される」と発言した根拠を示す文書</li> <li>平成29年度に深沢高校和太鼓部が全国大会へ出場する際、全国大会の事務局に対して、セクハラをした生徒がメンバーに含まれていることをきちんと伝える必要があると●●●が発言した根拠を示す文書</li> <li>平成●●年●●月●●日の深沢高校と●●●の保護者とのやりとりについて、保護者に直接説明しないように指導を受けたことを示す文書</li> <li>研修会「弁護士による講演会」に参加した教職員が分かる文書または名簿</li> <li>先生が生徒に対して、「賞味期限が切れたものがあつたら、持って行ってあげて」と発言することや、通知表を渡す際に悪い評価（1）を取った生徒の名前と科目名を教室で発言すること、「誕生日で何のプレゼントが欲しいか」と授業中に聞き、生徒が要望した場合、「購入してきてあげる」といった発言、さらにラインで特定の生徒を名指しして「誕生日プレゼントを今度渡すね」とクラスライン参加生徒にもメッセージを送るといった行為が、公務員や教員として適切な行為と解釈できる規定や規則または文書（深沢高校）</li> <li>特別指導期間中に欠席した体育実技の補講をいつまでに行わなければいけないかを記した文書（深沢高校）</li> </ul>															個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁	都立深沢高校			
9	R2. 6. 19	R2. 8. 18	平成●●年●●月●●日の中部学校経営支援センターと●●●の保護者とのやりとりにおいて、「学校には直接保護者に説明するように」と言っているが、センターが深沢高校に直接保護者に説明するように指導したことが分かる文書															個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁	中部学校経営支援センター管理課			
10	R2. 6. 19	R2. 8. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>深沢高校教諭が発言した「余罪全部言わないと、進路変更でえらいことになる」という趣旨が書いてある規則、内規（東京都）</li> <li>先生が生徒に対して、「賞味期限が切れたものがあつたら、持って行ってあげて」と発言することや、通知表を渡す際に悪い評価（1）を取った生徒の名前と科目名を教室で発言すること、「誕生日で何のプレゼントが欲しいか」と授業中に聞き、生徒が要望した場合、「購入してきてあげる」といった発言、さらにラインで特定の生徒を名指しして「誕生日プレゼントを今度渡すね」とクラスライン参加生徒にもメッセージを送るといった行為が、公務員や教員として適切な行為と解釈できる規定や規則または文書（東京都）</li> <li>特別指導期間中に欠席した体育実技の補講をいつまでに行わなければいけないかを記した文書（東京都）</li> </ul>															個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁	指導部管理課			
11	R2. 6. 25	R2. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年11月21日付事務連絡</li> <li>令和元年12月10日付31教指企第1512号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における子供の協議観戦に係るFAQについて」</li> <li>令和2年1月23日付31教指企第1794号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券再割当案（暫定）の確認について（依頼）」</li> <li>令和2年2月19日付31教指企第1954号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当の最終確定に向けた確認について（依頼）」</li> <li>令和2年2月19日付31教指企第1955号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る移動に関する予備調査の実施について（依頼）」</li> <li>令和2年2月19日付31教指企第1956号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における子供の競技観戦に係るバスの契約等について（依頼）」</li> <li>令和2年3月9日付31教指企第2085号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当の最終確定に向けた確認について（依頼）」</li> <li>令和元年6月24日付31教指務第114号「平成31年度 道徳授業地区公開講座 実施報告書の提出について（依頼）」</li> </ul>														1	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織委員会における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることが認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）</li> <li>担当部署内部または関係部署との間における検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがある他、干渉・圧力等により行政内部の自由率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号）</li> <li>職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</li> </ul>	教育庁	指導部管理課
12	R2. 7. 1	R2. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次選考試験合格者数等の試験結果の概要</li> <li>筆記試験の問題</li> <li>受験者に配布される書面の様式部分、試験会場の掲示物の内容、試験会場において受験者に対して伝達される内容、試験の場所</li> <li>面接試験の目的</li> <li>面接試験委員が面接を実施する上での留意点</li> <li>実技試験の内容</li> <li>試験種目、試験会場</li> <li>試験当日の時間割</li> <li>試験関係者の業務内容、試験係員からの受験者への説明、校舎配置図、会場設営方法</li> <li>試験会場</li> </ul>		1															教育庁	人事部選考課		
13	R2. 7. 1	R2. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>実技試験評価表</li> <li>評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階</li> </ul>																1	評価項目等を受験者に知られることで、本人の能力（本質）の把握を困難にするおそれがあるため 評価基準等を受験者に知られることで、本人の能力（本質）の把握を困難にするおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁	人事部選考課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分										非開示理由等	局名	所管局部課等				
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号				4号	5号	6号	7号
14	R2.7.1	R2.8.28	・採点基準（論文） ・出題意図 ・評価基準、採点基準 ・面接試験における質問例				1											論文の採点は機械的・画一的になるものではなく、開示することにより、受験者が自己に有利な解釈を行って混乱をきたす等、選考の円滑な実施と公正な採点に支障が出る恐れがあるため（7条6号に該当） 意図を明らかにすることにより、今後の問題が類推され、受験者の適切な評価に支障が出る恐れがあるため（7条6号に該当） 評価基準つを受験者に知られることで、本人の能力（本質）の把握、適切な評価がこんなとなるため どんな質問をするか、何を評価するかを受験者に知られることで、本人の能力（本質）の把握、適切な評価が困難となるため（7条6号に該当）	教育庁	人事部選考課
15	R2.7.1	R2.8.28	・筆記試験の解答例の客観問題に係る部分のうち、論述問題に係る部分と密接な関連を有しない部分及び論述問題に係る部分と密接に関連する部分のうち開示することにより採点事務に支障が生じるおそれがないと実施機関が認める部分（論文） ・設問の趣旨 ・配慮事項並びに採点ポイント ・判定会が招集された場合の措置 ・評価の視点 ・判定会招集の場合の措置 ・判定会招集の場合の措置	-			1											東京都教育委員会における選考に当たっては、請求内容に該当する文書は作成しておらず、保有していないため。	教育庁	人事部選考課
16	R2.7.10	R2.8.5	障害者名簿	-			1			1							1	障害者名簿に係る情報は、他の情報と照合し、又は各年の数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 また当該情報は、障害者雇用状況の報告及び職場内での合理的配慮事項の把握以外の利用目的のために用いることは一切ないという条件の下で障害のある職員から収集しており、これを開示することは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第6号に該当する。	教育庁	総務部総務課
17	R2.7.10	R2.8.5	平成29年障害者雇用水増し時どのような理由で不法にカウントしその後どのように修正、訂正通報した事がわかる文書	-			1											東京都教育委員会では、雇用する障害者数を適切に計上しており、請求内容の文書は不存在である。	教育庁	総務部総務課
18	R2.7.10	R2.8.5	障害者任免状況通報書（平成28年6月1日現在） 障害者任免状況通報書（平成29年6月1日現在） 障害者任免状況通報書（平成30年6月1日現在） 障害者任免状況通報書（令和元年6月1日現在）	4	1					1							1	障害者任免状況通報書様式中、A④及びCに係る情報は、他の情報と照合し、又は各年の人数を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその生涯の程度等が推認されるおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 また、調査実施における職員のプライバシーを確保できず、障害のある職員の適切な把握、確認が困難となる。そのため、人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第6号に該当する。	教育庁	総務部総務課
19	R2.7.14	R2.8.24	関係機関と連携した防災講和の報告書（雛形）		1														教育庁	指導部管理課
20	R2.7.14	R2.8.24	関係機関と連携した防災講和の報告書			1					1							個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁	指導部管理課
21	R2.7.20	R2.8.3	公立小・中学校、義務教育学校、都立高等学校、都立中等教育学校、都立特別支援学校等における令和元年度卒業式及び令和2年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答） 令和元年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書 令和2年1月24日付31教指企第1724号「公立小・中学校、義務教育学校、都立高等学校、都立特別支援学校等における令和元年度卒業式及び令和2年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（依頼） 令和2年2月28日付事務連絡「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」 令和2年2月28日付事務連絡「『卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について』の趣旨等について」	468	1														教育庁	指導部管理課
22	R2.7.20	R2.8.3	通達を發出するにあたり教育長や都知事のやり取りが分かる一切の書面及び図面ならびに電磁的記録	-			1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、現に存在しないため	教育庁	指導部管理課
23	R2.7.28	R2.8.11	令和2年7月20日付 2教総策第458号 「東京都教育委員会ホームページへの情報掲載について（都内の学校に通う子供へのアンケート）」		1														教育庁	総務部教育政策課
24	R2.7.29	R2.8.12	・都立農芸高等学校 図書館管理業務委託 東京労働局調査議事録 ・平成27年8月14日付27教学高第978号「図書館管理業務委託の適正な履行の徹底について（通知）」 ・平成28年度 図書館管理業務委託に関するQ&A		1														教育庁	中部学校経営支援センター管理課
25	R2.7.29	R2.8.12	平成27年8月18日付27東支セ管第719号「図書館管理業務委託の適正な履行の徹底について」		1														教育庁	西部学校経営支援センター管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 (根拠規定) 条例7条										非開示理由等	局名	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号				5号	6号	7号	8号
26	R2. 7. 29	R2. 8. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年5月20日付事務連絡「業務請負（委託）に係る発注者指導の実施について」</li> <li>都立農芸高等学校 図書館管理業務委託 東京労働局調査議事録</li> <li>平成27年7勝ち29日付「是正指導書」</li> <li>是正状況報告書（是正指導に基づく改善について（報告））</li> <li>平成27年8月14日付27中支セ管第1179号「図書館管理業務委託の履行状況確認に係る学校訪問について」</li> </ul>	1																教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
27	R2. 7. 29	R2. 8. 12	平成27年8月14日付27西支セ管第686号「図書館管理業務委託の適正な履行の徹底について」	1																教育庁	西部学校経営支援センター管理課
28	R2. 7. 29	R2. 8. 11	令和2年度東京都公立学校教員採用候補者選考（3年度採用）第1次選考 問題	1																教育庁	人事部試験課
29	R2. 8. 6	R2. 8. 20	H29図書館管理ソフト仕様書	4	1															教育庁	東部学校経営支援センター
30	R2. 8. 6	R2. 8. 20	H29図書館管理ソフト仕様書	4	1															教育庁	中部学校経営支援センター
31	R2. 8. 6	R2. 8. 20	H29図書館管理ソフト仕様書	4	1															教育庁	西部学校経営支援センター
32	R2. 8. 12	R2. 8. 19	中等教育学校及び中学校の使用補助教材一覧	25	1															教育庁	指導部管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
33	R2. 8. 14	R2. 8. 28	(1) 都立大島海洋国際高等学校 (2) 浄化槽改修工事 諸経費計算書 (2) 都立大島海洋国際高等学校 (2) 浄化槽改修工事 図面	11	1														教育庁	都立大島海洋国際高等学校
34	R2. 8. 7	R2. 8. 19	(1) 都立北豊島工業高等学校(2)照明設備改修工事 (2) 都立大江戸高等学校(2)照明制御装置改修工事 (3) 都立小山台高等学校 (2) 武道場天井その他改修工事 (4) 都立忍岡高等学校(2)武道場天井その他改修工事 上記(1)～(4)までの工事設計内訳書、特記仕様書、諸経費計算書	156	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
35	R2. 8. 14	R2. 8. 31	(1) 都立清瀬高等学校 (31) 給水設備改修工事 (2) 都立中野工業高等学校 (31) 支障処理機械設備工事 上記(1)～(2)までの諸経費計算書	6	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
36	R2. 8. 14	R2. 8. 31	(1) 都立府中工業高等学校 (31) プールろ過設備改修工事 (2) 都立杉並工業高等学校 (31) 便所改修機械設備工事その2 (3) 都立福生高等学校 (31) プールろ過設備改修工事 (4) 都立国際高等学校 (31) プールろ過設備その他改修工事 上記(1)～(4)までの諸経費計算書	12	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
37	R2. 8. 14	R2. 8. 31	都立葛飾野高等学校(31)便所改修給排水衛生設備工事(その3) 上記の諸経費計算書	3	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
38	R2. 8. 14	R2. 8. 31	(1) 都立山崎高等学校 (31) 便所改修給排水衛生設備工事 (2) 都立多摩桜の丘学園(31)内部改修その他給排水衛生設備工事 (3) 都立小川高等学校 (31) 便所改修給排水衛生設備工事 上記(1)～(3)までの諸経費計算書	9	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
39	R2. 8. 14	R2. 8. 31	(1) 都立山崎高等学校 (31) 便所改修給排水衛生設備工事 (2) 都立多摩桜の丘学園(31)内部改修その他給排水衛生設備工事 (3) 都立小川高等学校 (31) 便所改修給排水衛生設備工事 上記(1)～(3)までの諸経費計算書	9	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
40	R2. 8. 14	R2. 8. 31	(1) 都立葛飾盲学校 (3 1) 寄宿舎給湯設備改修工事 (2) 都立青井高等学校ほか1校(31)給水設備改修工事 (3) 都立小山台高等学校 (3 1) 便所その他改修給排水衛生設備工事 (4) 都立葛飾特別支援学校 (3 1) 便所改修給排水衛生設備工事 上記(1)～(4)までの諸経費計算書	12	1														教育庁	都立学校教育部営繕課